

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県安芸郡坂町横浜西二丁目4番32号

氏 名 株式会社 T E S

代表取締役 坂元 隆文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日

令和5年 1月 6日

許可の有効年月日

令和10年 1月 5日

## 1. 事業の範囲

取り扱うことができる特別管理産業廃棄物の種類	限定なし	限定内容																		積替え保管の有無
		揮発油類	水素イオン濃度指数	水銀	カドミウム	六価クロム化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	砒素又はその化合物	シアノ化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・二ジクロロエチレン	一・三ジクロロプロパン	チウラム	シマジン	ベンゼン
(1) 廃油	- ○ -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(2) 廃酸	- - ○ -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(3) 廃アルカリ	- - - ○ -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(4) 廃石綿等	○ - - - -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(5) ばいじん	- - - - ○ ○ ○ -	○ ○ ○ -	-	○ ○ -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○ ○ ○ -	-	-
(6) 燃え殻	- - - - - ○ ○ ○ -	- ○ ○ -	○ ○ -	- ○ ○ -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○ - ○ -	-	-
(7) 汚泥	- - - - - ○ ○ ○ -	- ○ ○ -	- ○ ○ -	- ○ ○ -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○ ○ ○ -	-	-
・以上7品目。																				

(備考) 「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取り扱うことができないものを示す。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行なう特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
該当なし3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無  
鳥取市 有  無 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有  無